

46 過疎地域の暮らしを支える体制づくりについて

主管省庁（内閣官房，内閣府，総務省自治行政局・自治財政局）

【現状と課題】

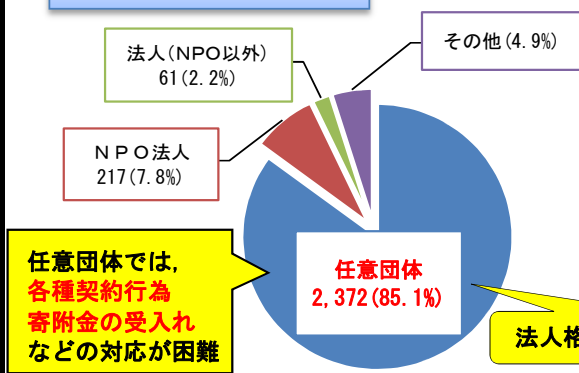
直面する課題

- 過疎地域においては、人口減少・高齢化が進展し、地域課題の解決に向けた取組みを実践する地域運営組織の存在が重要であるが、任意団体が中心で、組織や資金面でも持続的な取組みを推進する体制が弱い。
- 地域活動の担い手である「地域おこし協力隊員」においては、任期後の同一市町村での定住率が約5割となっており、定住率の更なる向上や任期終了後の隊員とのつながりの継続が課題となっている。

地域運営組織の実態

地域運営組織の実態調査(平成28年度)総務省

地域運営組織の組織形態



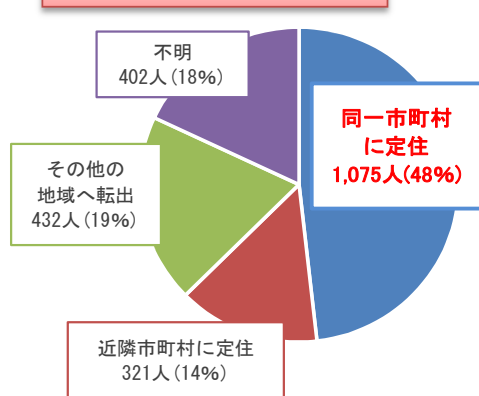
地域運営組織が継続的に活動していく上での課題

- 地域の担い手となる人材の不足 (84%)
 - リーダーとなる人材の不足 (57%)
 - 活動資金の不足 (52%)
 - 事務局運営を担う人材の不足 (50%)
 - 地域住民の当事者意識の不足 (48%)
- 人材と資金不足が大きな課題

地域おこし協力隊員の実態

地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査(平成29年度)総務省

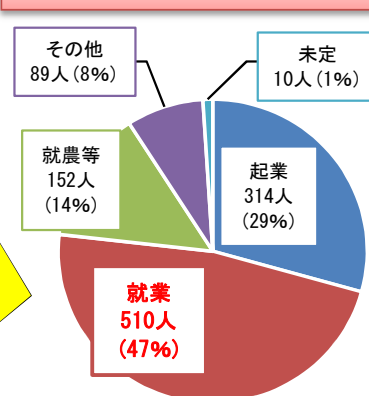
任期終了後の隊員の動向



同一市町村に定住は約5割

雇用の場の創出と任期後の関係づくりが課題

同一市町村内に定住した隊員の進路



【政権与党の政策方針】

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)》(P97)

- ◇ 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
 - ・ 地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進

《自由民主党 総合政策集2017 J-ファイル》(P36, P37)

- ◇ 地域との多様なつながりの創出
- ◇ 過疎地域対策の充実

《公明党 マニフェスト2017》(P10)

- ◇ 力強く伸びる日本経済へ(4) 地方経済を活性化

県担当課名 地域振興課，市町村課，南部総合県民局，西部総合県民局
 関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法，特定非営利活動促進法，地方交付税法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 過疎地域において、地域活動の持続的な取組体制を整備するため、地域運営組織の法人化を支援する仕組みが必要である。
- 任期終了後に転出した隊員の再移住に向け、地域の活性化や交流活動など地域との関わりを継続する取組を、市町村において実施することが必要である。

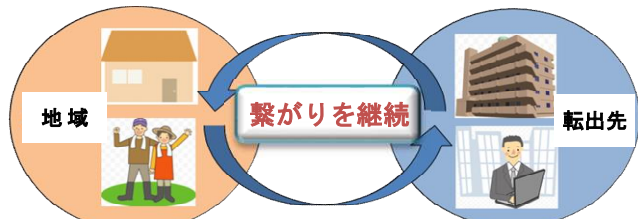
地域運営組織の法人化に向けて

- ・ 現行の地域運営組織は、大部分が法人格を持たない任意団体であり、持続的な取組のためには法人格の取得が必要
- ・ 特に、過疎地域では、人口減少や高齢化による地域の担い手不足が深刻

過疎地域におけるNPO法人の
設立(社員)要件を緩和し、法人化を支援

市町村の「過疎計画」に位置づけた事業を実施すると市町村が認めた地域運営組織については、NPO法人の「10人以上の社員を有すること」の要件を緩和

任期後に転出した隊員との関わりを継続



任期後に転出した「地域おこし協力隊員」を
将来の移住候補者として繋がりを継続



活動実績を
活かした
地域との関わりを
継続する取組
を支援



地方創生の成果実感に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言 過疎地域の暮らしを支える体制づくりへの支援の拡充

- ・ 地域課題の解決に向けた取組を推進するため、過疎法に基づく「市町村計画」に位置づけた事業を実施する地域運営組織については、NPO法人の社員要件を緩和し、法人化に向けた支援を行うこと。
- ・ 任期終了後に転出した隊員について、活動実績を活かした地域活性化事業の委託や地域アドバイザー等として、地域との関わりを継続する取組を実施する市町村に対して、特別交付税措置を行うこと。

将来像

過疎地域の課題を解決し、魅力ある地域づくりを実現！

47 6次産業化教育による地方創生の推進について

主管省庁（内閣官房，内閣府，文部科学省文教施設企画部・初等中等教育局）

【現状と課題】

直面する課題

- 地方創生の実現に向けて、地域資源の活用により、付加価値を生み出す6次産業化に対応した人材を育成する教育が重要である。
- 6次産業化教育では、農業・工業・商業各学科間の連携が効果的であるが、学習指導要領での取り扱いがなかったため、系統だった教育が確立されていない。
- 6次産業化教育を実践するためには、専門高校の実験・実習等の環境整備が重要であり、社会や産業の変化に対応できる新しい施設・設備が必要である。

文部科学省の見解・指針等

○ 中央教育審議会答申（平成28年12月21日）

- ・地域や産業界等と連携した実践的、体験的な学習活動は重要

○ 新学習指導要領（平成30年3月改訂）

- ・「農業」の中の関連科目における「内容の取扱い」へ「6次産業化に関わる内容についても扱うこと」を明記

○ 高等学校施設整備指針（平成28年3月）

- ・地域住民の生涯学習の場、地域の中核としての役割が重要



「6次産業化」
新たに明記！

しかし、「工業」「商業」には、
明記されていない。

実践現場からの声

- 学科の枠を超えた横断的で共有できる教育が必要
- 6次産業化商品開発には、学校の施設・設備の充実が不可欠



【政権与党の政策方針】

《平成30年度国予算の内容》

- ◇ スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 149百万円
 - ・ 社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する専門高校等を指定

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)》 (P65)

- ◇ 地域人材育成プラン
 - ・ 高等学校と地域の協働による地方創生を推進

《自由民主党 総合政策集2017 J-ファイル》 (P43, P75)

- ◇ 6次産業化の推進
 - ・ 6次産業化・地産地消・農商工連携・地産地商を推進
- ◇ 受験一辺倒でない多様な選択肢を持つ教育
 - ・ 実践的な職業教育を行う専門高校を整備
 - ・ 社会の変化や産業の動向などに対応した実践的な職業教育を推進

県担当課名 教育創生課，施設整備課，学校教育課
関係法令等 学校教育法施行規則，高等学校設置基準，学習指導要領

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 6次産業化とは1次（農業）×2次（工業）×3次（商業）であることから、「農業」だけでなく、「工業」、「商業」においても、取り扱うべき内容である。
- 高校生が地域、企業、大学等と連携し、地域にしかないモノ、それぞれの特色を活かした地域特産品の新しい付加価値を創造し、地域の活力へとつなげるためには、専門高校の施設・設備を活用することは、非常に有効である。

徳島ならではの農工商連携6次産業化教育の先行的取組

農業科 × 工業科 × 商業科 + 地域・企業・大学等

学校・学科の垣根を越えた協働による取組み

生産（農業）の声を改善・開発（工業）へ！



「徳島ならではの」地域資源から6次産業化商品開発！

- 「阿波藍」（県央3高校）
- 「ゆこう」（県南4高校）
- 「アロマオイル」（県西3高校）

販売実習と市場調査（商業）！



加工・試作・商品化！（農業・工業・商業）



学科間連携による学習の相乗効果大！

学科間の相互理解、学びの共有が重要！
地域の中核的施設としての役割を担う！

地域活性化を担う人材育成、6次産業化教育に対応した学科・高校の設置！

平成29年度
「アグリビジネス科」（城西高校）

平成30年度
「阿南光高校」（農工商一体の実践教育）

地方創生の成果実感に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言 地方創生につながる6次産業化教育の充実

- ・ 新学習指導要領に基づく「6次産業化に関わる内容」を「農業」だけでなく、「工業」、「商業」においても取り扱うように、今後、作成される学習指導要領解説の総則編及び農業・工業・商業編へ、学科共有の内容として盛り込むこと。
- ・ 農業・工業・商業等の学科間や地域との連携による6次産業化教育に必要な施設・設備の改善・充実・更新のための新たな交付金制度を創設し、重点的に支援すること。

将来像

地域資源を活かした6次産業化教育による「地方創生」の実現！

48 きめ細やかな教育環境実現のための定数改善について

主管省庁（内閣官房，内閣府，文部科学省初等中等教育局）

【現状と課題】

直面する課題

- 特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、小中学校特別支援学級の在籍児童生徒数が増加している。当該学級には、複数学年の児童生徒が在籍する場合も多く、その障がいの程度も様々であるため、一人の担任では十分な指導が難しい状況がある。
- 重度の障がいがある児童生徒が小中学校の特別支援学級に在籍する機会が増え、より専門的で多様な支援が必要となっているにもかかわらず、学級編制基準は8人と多く、指導に支障を来している。
- 人口減少が進む本県においては、学校が地域の未来を担う核となり、分校として存続するケースが増加しているが、高等学校の教職員定数算定基準には、養護教諭や、農業・水産・工業の実習助手の定数において、分校であるが故に、本校並みに配置できない規定となっている。

小中学校特別支援学級の状況

「特別支援学校」の学級編制基準6人に対して
「小中学校特別支援学級」の編制基準は8人

例えば、本県の「知的障がい学級」では…

児童生徒が6人を超える学級のうち、
『3学年以上』にまたがる学級の割合 **76%**

さらに…

重度障がい（特別支援学校相当）児童生徒が、
小中学校特別支援学級に就学する割合（全国）
20%（平成28年度：文部科学省調査）

学年や障がいの程度、個々の課題の違い等、
特別支援学校と同程度の困難さがある中、
**6人を超える学級を1人が指導するのは、
非常に困難！**

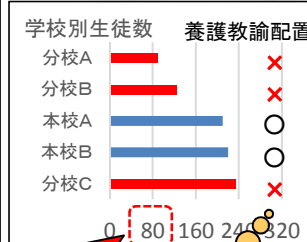


高等学校分校の状況

【本県の状況】

養護教諭

実習助手



配置最低基準

本校なら全て配置だが、
分校であるが故に、
配置されない！

分校	分校の設置学科	実習助手定数	
		本校と仮定	分校(現状)
A	造園土木科	4	1
	生活科		
B	応用生産科	5	2
	園芸福祉科		
C	食農科学科	6	3
	環境資源科		

分校であるが故に、
定数がこれだけ
減らされている！

地方創生の要

養護教諭は、
学校規模に応じて
**本・分校の違いなく、
配置すべき！**

地域の要請に応じた
分校なのに、
**専門実習の指導
体制が不十分！**

【政権与党の政策方針】

《平成30年度国予算の内容》

- ◇ 義務教育費国庫負担金 1兆5,228億円
 - ・ 教職員定数の改善

《自由民主党 総合政策集2017 J-ファイル》（P68, P73）

- ◇ 公教育における国の責任体制の確立
 - ・ 義務教育費国庫負担金については、国が全額負担することを含め検討
- ◇ チーム学校の実現
 - ・ 教職員数の確保を始めとする職員体制の充実

《公明党 マニフェスト2017》（P7）

- ◇ ①教育負担の軽減へ（5）教員の働き方改革，チーム学校の推進
 - ・ 教職員定数の抜本的な拡充

県担当課名 教職員課，特別支援教育課
関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 小中学校の特別支援教育の充実のためには、1学級当たりの児童生徒数を減らし、一人一人の教育的ニーズに合わせたきめ細やかな教育活動の実践が必要である。
- 生徒の特性に応じた対応や安全・安心な学校生活の確保に中心的な役割を果たす「養護教諭」や専門学科の実習・実験において重要な役割を担う「実習助手」については、「高等学校分校」においても配置が必要である。

【小中】学級編成基準の緩和によって…。



【高校】分校に関する配置基準の緩和によって…。



地方創生の成果実感に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 小中学校特別支援学級の学級編制基準の緩和

- ・ 小中学校特別支援学級の児童生徒へのきめ細やかな対応を図るため、現行の学級編制基準「8人以下」を、特別支援学校と同等の「6人以下」に引き下げ、児童生徒一人一人の状況に対応できる体制を構築すること。

提言② 高等学校分校における養護教諭，実習助手の配置基準の緩和

- ・ 養護教諭の定数算定基準にある「本校のみ」という規定を廃止し、本校と同じ基準で分校に「養護教諭」を配置すること。
- ・ 実習助手の定数算定基準にある「分校のみに置かれている農業等の小学科は減算する」という規定を廃止し、本校と同じ基準で分校に「実習助手」を配置すること。

将来像

一人一人の個性が輝くきめ細やかな教育の実現！

49 特別支援学校から発信するエシカル消費の推進について

主管省庁（内閣官房，内閣府，文部科学省初等中等教育局，消費者庁）

【現状と課題】

直面する課題

- 人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）」の社会の認識は、これからの時代に必要との思いはあるものの全国的な認知度はまだ低く、エシカル消費に対する意識や行動を高めることが重要である。
- 特別支援学校においては、身近な消費生活を授業で学ぶとともに、校内でのリサイクル活動など新たな消費者教育への取組が求められている。
- 消費者市民社会の構築に向け、企業においては、消費者の信頼を得るよう行動する「社会的責任」が求められるとともに、地域においても、人や環境に配慮した行動を取ることの重要性が高まっている。

社会におけるエシカル消費の認識

認識	割合 (%)
よくわからない	48.4%
これからの時代に必要	29.3%
優しい	15.5%
前向き	10.8%
まじめ	10.4%
難しい	9.5%
価格が高い	8.7%
先進的	7.8%
持続的	7.0%
知的	6.2%

倫理的消費(エシカル消費)に関する意識調査 (2016年)をもとに作成(複数回答)

特別支援学校における消費者教育

校内でのリサイクル活動

若年者向け啓発冊子による授業を県内特別支援学校でも展開

エシカル消費を作品でアピール!

「消費者市民社会」構築に向けた役割

企業の社会的責任

地域での人や環境に配慮した行動

人や社会・環境に配慮したエシカル消費の意識・行動を高めることが重要

【政権与党の政策方針】

《平成30年度国予算の内容》

- ◇ 地方と連携・協働した地方消費者行政の充実・強化
 - ・ 地方消費者行政強化交付金 24.0億円

《自由民主党 総合政策集2017 J-ファイル》(P95)

- ◇ 消費者保護・育成施策の充実
 - ・ 自立した消費者を育成し、公正で持続可能な社会環境をつくる

県担当課名 特別支援教育課
 関係法令等 学習指導要領，消費者教育の推進に関する法律

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 本県の特別支援学校では、企業や地域と連携し、児童生徒の能力開発や社会体験、地域貢献の積極的な取組みを進めており、就職体験場所の拡大や、新たな職域開拓が図られている。
- 特別支援学校でのエシカル消費活動を推進するため、企業や地域と協働する具体的な活動モデルを確立し、広めていく必要がある。
- 特別支援学校におけるエシカル教育活動が全国各地で展開されるためには、さまざまな実践事例を集約した教材による情報発信が必要である。

徳島における「特別支援学校のエシカル消費活動モデル」の実践事例

能力開発



企業との新食品共同開発
(キクラゲを用いたキクラゲット)

知事も
絶賛!!

社会体験



企業との協働による
リサイクル資材の回収

地域貢献



四国霊場札所において
エコ作品でのお接待

WIN

特別支援学校



就業体験場所の拡大
新たな職域開拓のきっかけに!

企業や地域との連携による
エシカル消費活動を推進

企業・地域

WIN



企業のイメージアップ!
共生社会の意識醸成

特別支援学校・企業・地域等すべての元気力アップ!

地方創生の成果実感に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言 「エシカルチャレンジモデル事業（仮称）」の創設

- ・ 特別支援学校のエシカル消費活動を社会全体でさらに推進するため、企業や地域と協働する「エシカルチャレンジモデル事業（仮称）」を創設し、本県をモデルに指定すること。
- ・ 特別支援学校における企業・地域と協働したエシカル消費活動を全国各地に広めるため、「エシカルチャレンジモデル事業（仮称）」の実践事例をまとめた教材を作成し、全国に発信すること。

将来像

エシカル消費活動でつながるインクルーシブ社会の実現!

50 「スーパーアートハイスクール（SAH）（仮称）」 制度の創設について

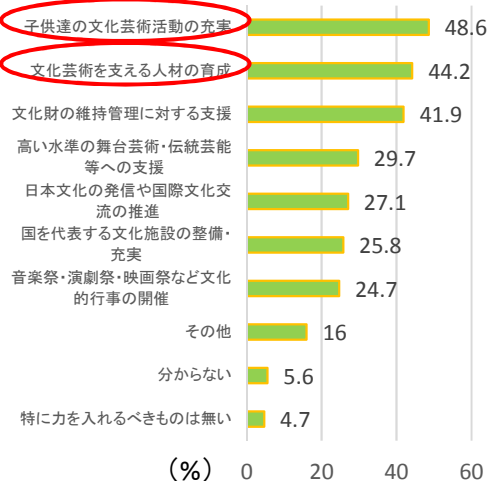
主管省庁（内閣官房，内閣府，文部科学省初等中等教育局，文化庁）

【現状と課題】

直面する課題

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催は、地域が誇る文化の魅力・素晴らしさを世界に向けて発信する大きなチャンスであり、地域の豊かな文化を活かし発信するためには、若い世代の人たちにレガシーとして残す必要がある。
- 文化芸術の指導者やプロの芸術家，文化施設が都市部に集中し地方の高校生が一流の指導や最先端の学びを求め、都市部へと流出していく傾向がある。
- 各都道府県では、高校に「芸術科」を設置し、次代の文化人材の育成に取り組んでおり、国における、科学分野（SSH）、グローバル分野（SGH）、職業人育成分野（SPH）に匹敵する文化芸術分野での支援・育成制度が求められている。

文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項 文化芸術関連データ集(文化庁H26)



独立した「芸術科」を有する都道府県立高校



34都道府県53校(H27年現在)

独立した芸術科に「音楽」「美術」「書道」の3コースを設置しているのは、徳島県立名西高等学校他2校

科学・グローバル人材，職業人育成分野の学校育成

○スーパーサイエンスハイスクール(SSH)	203校指定
平成30年度国予算	2,219百万円
○スーパーグローバルハイスクール(SGH)	123校指定
平成30年度国予算	843百万円
○スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)	31校指定
平成30年度国予算	149百万円

【政権与党の政策方針】

《平成30年度国予算の内容》

- ◇ 文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子供の育成 6,543百万円

《まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)》(P47, P65)

- ◇ 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり
- ◇ 地域人材育成プラン

《自由民主党 総合政策集2017 J-ファイル》(P71, P81)

- ◇ 多様な個性を最大限に伸ばす教育の実現
- ◇ 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

県担当課名 教育文化課，学校教育課，教職員課，教育創生課
関係法令等 文化芸術振興基本法，文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 東京オリンピック・パラリンピック開催は、地方の豊かな文化芸術を世界に発信し、レガシーとして若者世代に継承する最後のチャンスであり、今まさに地方が主役となった新たな次世代育成の施策の充実が求められている。
- 都市部に集中するプロの芸術家や第一線で活躍する指導者を地方に招聘し継続的な講座を開講するなど、地方での人材育成を強化するとともに、その取組を一層支援する制度の創設が必要である。

徳島県の先進事例

H27.7指定

文化芸術リーディングハイスクール

全国初2度の
国民文化祭
を開催！

徹底したスキルアップ

- 徳島で最先端・ハイレベルの指導
- プロの芸術家に接し、大きな刺激

- 第一線のプロの芸術家や芸術系大学教員による指導
- ・プロの演奏家・作曲家・書道家
- ・東京芸術大学 等



- 県外でのスキルアップ講習
- ・国立国際美術館 等

県立名西高等学校 芸術科設置48年の伝統校

成果を披露 ⇒ 文化芸術で地域振興，拠点校へ



- ・プロのアーティストとの共演
- ・小中学校の文化活動を支援



- ・商業施設や美術館での巡回展
- ・地域のギャラリーとして学校を開放



- ・県内大学とのコラボによる書道パフォーマンス

地方創生の成果実感に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言 「スーパーアートハイスクール（SAH）（仮称）」 制度の創設

- ・ 地域の文化芸術を担う人材の育成に取り組み、質の高いカリキュラム開発や実践を行う高校を、「スーパーアートハイスクール（SAH）（仮称）」として指定し、財政的支援を行うこと。
- ・ その成果を広く国内外に発信するため、指定校から選抜したメンバーに対し、国内外の一線で活躍するプロの音楽家や芸術家が直接指導を一定期間行う「アートキャンプ」を開催するとともに、開催地として徳島県を指定すること。

将来像

文化芸術分野におけるオリンピック・パラリンピックレガシーの創出！